

熊本県入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和5年6月26日(月) 熊本県庁行政棟本館5階 審議会室	
出席委員氏名 ※50音順	天本 徳浩 (崇城大学総合教育センター 教授) 下田 典子 (行政書士) 谷本 たまみ (税理士) 辻本 剛三 (熊本大学客員教授) 原島 良成 (中央大学大学院法務研究科 教授)	
審議対象期間	令和5年1月1日 ~ 令和5年3月31日	
抽出案件	総件数 5件	(備考)
一般競争入札	0件	
条件付一般競争入札	2件	
指名競争入札	2件	
随意契約	1件	
談合情報	0件	
委員からの意見・質問、それに対する回答	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申の内容	なし	なし

意見・質問	回答
<p>1 会議の公開・非公開（一部）の決定</p> <p>○まず、議事の（１）、会議の公開・非公開について、熊本県入札監視委員会運営要領により「委員会は公開・非公開を決めるものとする」とあり、今回も議事の公開・非公開について、決めたいと思う。議事の中で非公開に該当する部分について事務局から説明をお願いします。</p> <p>○「議事（４）抽出事案の審議」のうち総合評価の判定に係る審議部分と、「議事（５）委員間の意見交換」を非公開とすることについてよろしいか。</p> <p>○異議なし。</p> <p>○傍聴者（報道関係者）に説明する。 今回の審議において、「議事（４）抽出事案の審議のうち総合評価の判定に係る審議部分」と、「議事（５）委員間の意見交換」については非公開と決定した。</p> <p>2 入札及び契約手続の運用状況の報告</p> <p>【R2～4年度第4四半期の熊本県発注工事の入札結果の推移（資料1）】</p>	<p>（事務局の提案）</p> <p>○委員会でを行う審議のうち、公開できない部分について事前に事務局で検討したので説明する。まず、「議事（４）抽出事案の指名理由及び経緯等の審議」のうち「総合評価判定に使用している「総合評価判定シート」については、県情報公開条例の「公にすることにより当該法人等又は当該個人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」に該当すると考え、不開示情報と判断する。</p> <p>次に、「議事（５）委員間の意見交換」について、今後の意見書作成に向けて委員間の率直な意見交換を行うものであり、審議会等の会議の公開に関する指針第3公開の基準「公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき」に該当し、非公開と考えている。</p> <p>報道関係者入室</p> <p>（事務局）資料1～4を報告</p>

意見・質問	回答
<p>○意見等なし</p> <p>【入札不調等の発生状況について（資料2）】</p> <p>○意見等なし</p> <p>【入札契約方式別発注工事一覧（資料3）】</p> <p>○意見等なし</p> <p>【指名停止の運用状況一覧（資料4）】</p> <p>○意見等なし</p> <p>3 抽出事案の指名理由及び経緯等の審議</p> <p>【審議対象工事の抽出について（資料5）】</p> <p>※抽出委員から説明</p> <p>【審議対象工事（資料6）】</p> <p>《随意契約》</p> <p>（1） 県立劇場コンサートホール舞台床機構設備改修工事</p> <p>○特殊な工事と思い抽出したが、やはりこのような案件は限られた業者しかできない、ということだった。今後も同様の改修等は、この流れでいくのか。</p> <p>○予定価格について、通常の工事であれば予定価格も決めやすいと思うが、こういう特殊な工事の場合はどのように定められているのか教えていただきたい。</p> <p>○県の予定価格と落札率の間に差が出ているが、どのような理由か。</p>	<p>○今回は部分改修であり、部品自体が当該業者しか作っていないため、単独随意契約とした。今後全面改修を行うことになれば、他の方式でも可能とは考えるが、県民に芸術を提供すること、公共施設のコストを抑えることを考慮すると、部分的な改修が続いていくと思われるため、現在の手法がベースになってくると思っている。</p> <p>○直接工事費については、設計委託を行った業者が算出したものを使用しており、その他の費用については県の単価で積み上げて予定価格を設定している。</p>

意見・質問	回答
<p>○業者の積算を確認したと思うが、部品の単価が県の基準と大分違うとか、儲けの部分が違うのか、といった点はどうか。</p> <p>《指名競争契約》</p> <p>(2) 白谷大規模特定砂防（地すべり）その1 工事</p> <p>(3) 白谷大規模特定砂防（地すべり）その2 工事</p> <p>※同様の工事のため、2件続けて説明。</p> <p>○工事を2つに分けて発注してあるが、理由があれば教えてほしい。</p> <p>○指名業者調書の指名回数が1回とあるのは、同日の入札だからか。</p> <p>○同じ業者がいるが、どちらも1回と出ている。これは入札時点での回数が出ているのか。</p> <p>○このような近接した場所での同様の工事となると、入札する業者側としては両方同時にやりたいという気持ちになると思う。そうなると、もう少し入札価格を下げるような努力ができると思うが実際はそういうやりくりは厳しいのか。発注者側としてはどう考えているか。</p>	<p>○単独随意契約の場合、予定価格は非公表としているため、業者独自の積算で結果としてこの落札率となったもの。</p> <p>○通常の入札や総合評価では内訳を確認しているが、単独随契の場合は中まで検証することはやっていない。</p> <p>今回のような特殊な工事は積算が難しく、このような差が出ているのだと思う。</p> <p>○理由は、工期の短縮。毎年、地すべりの観測を行っているが、山の下には家屋や県道があるため、早く変動を止めるため、分割して発注した。</p> <p>○おっしゃるとおり。</p> <p>○そのとおり。</p>

意見・質問	回答
<p>○2つの工事を比較すると、予定価格はさほど変わらないが、さく井の本数はかなり違っている。これはどういう理由か。</p> <p>○今回はたまたま同一業者が落札しているが、別々の会社が落札した場合でもモノレールは共同で利用するのか。</p> <p>《条件付一般競争入札》</p> <p>(4) 白浜地区担い手支援畑地帯総合整備事業第15号工事</p> <p>○この事業は今後も続くのか。今後のスケジュール等、ある程度決まっているのか。</p> <p>○担い手支援と工事名にあるが、これは今の農家への整備というもので、新しくここへ来て農家を始める人たちのためではないという理解でいいか。</p>	<p>○積算基準や単価は公表しているところだが、今回の施工場所が非常に急峻であり、施工場所へはモノレールでの運搬が必要になるような状況。このような現場条件等を考慮したうえでの入札価格ではないかと考えている。</p> <p>○その1工事では下の道路から現場まで機材を運搬するための仮設のモノレールを129m計上している。このモノレール費用が大きくなっている。その2工事では、その1の現場からのモノレール費用のみを計上している。排水ボーリングの本数は違うが、モノレール費用が影響し、金額があまり変わらなくなっているもの。</p> <p>○おっしゃるとおり。発注時点で特記仕様書に共同で利用することを記載している。</p> <p>○最終年度は決まっていないが、今後も継続的に実施予定。</p> <p>○はい。まずはここで営農されている方の作業の効率化、省力化を観点に進めている。</p>

意見・質問	回答
<p>○要するに、作った作物を流通に乗せるうえで、整備されていないと大変ということもあって、生産性の向上、流通の効率化という観点の工事ということ。今回は140m程度だが、今後も少しずつ広げていくという理解でよいか。</p> <p>○地図をみると令和3年度に比べて令和4年度の範囲がすごく小さいが、何か理由があるのか。</p> <p>(4) 大野川(明神川)広域河川改修(社会資本)旧橋撤去工事</p> <p>○この工事に伴い仮設道路ができるとのことだが、これは別の業者が施工するのか。</p> <p>○今回の旧橋撤去と仮設道路の入札に参加した業者は重複しているか。</p> <p>○工事名に(社会資本)とあるが、これは特別な意味があるのか。</p> <p>(傍聴者・マスコミ退出)</p> <p>【総合評価判定シート審議】 非公開</p> <p>4 委員間の意見交換 非公開</p> <p>5 次回の入札監視委員会について ○開催日程は事務局で調整させていただく。 ○以上で本日の審議事項はすべて終了した。</p>	<p>○おっしゃるとおり。</p> <p>○予算の範囲内であることや、地権者との相談によるもの。</p> <p>○別途契約している。</p> <p>○入札参加業者は手元に資料がないため不明だが、結果的に同一業者が落札している。</p> <p>○国の補助事業で工事を行っていることもあり、国の予算名が入っている。</p>